新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起(その38)

令和3年1月17日 在シンガポール日本大使館

- 1. シンガポール保健省 (MOH) は、シンガポール国内における感染者数を次の通り公表しています (16日現在)。詳細は保健省HPを確認下さい。
- (1) 新規感染者数24名,累計感染者数59,083名, 累計退院者数58,784名,累計死亡事例29名, 15日現在隔離者数270名(病院内54名(ICU0名),コミュニティ内 隔離施設216名)。
- (2) ドミトリー/専用居住施設(寄宿舎)滞在,建設現場等のワークパーミット所持外国人労働者感染者数1件。
 - (3)一般国内感染症例4件。
- (4) 輸入症例19件。輸入症例者のすべては、シンガポールに到着後のSH N実施中に感染確認。

(保健省HP)

https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/5-new-cases-of-locally-transmitted-covid-19-infection-16-Jan-2021

2. 16日,シンガポール保健省(MOH)は水際措置の追加及び旅行保険加入情報を更新し概要次の通り公表しました。詳細は保健省HPを確認ください。

(シンガポール保健省(MOH) HP)

https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/updates-on-border-measures-and-travel-insurance

(1) 関係省庁タスクフォースは水際措置を定期的に見直し、渡航者からの感染の輸入およびコミュニティへの感染リスクを管理しています。世界各地で新

型コロナウイルスの感染者数が再び増加していることを踏まえ, 感染の輸入リスク管理のためのより厳格な対策を実施していく予定です。

【到着時検査】

- (2) 現在、シンガポール市民(SC)または永住権保持者(PR)以外のリスクの高い国・地域への渡航歴のある渡航者には、出発の 72 時間前までに新型コロナウイルス・ポリメラーゼ連鎖反応(PCR)検査を受けることを義務付けています。これらの者はシンガポール到着時に Stay-Home Notice (SHN) を実施する必要があり、SHN の最後に検査を受けることになります。
- (3)世界的にウイルス変異株の出現や状況が悪化していることを踏まえ、すべての渡航者に対して追加の水際措置を導入し、2021年1月24日の23:59から、すべての渡航者(SC および PR を含む)は、シンガポール到着時に PCR 検査を受ける必要があります(空港での PCR 検査の円滑な実施のため、シンガポールに向けて出発する前に、https://safetravel.changiairport.com から到着時の PCR 検査のための登録を行い、事前に支払いを行うようお願いします)。SHN 終了時の PCR 検査を含む現行の SHN の要件は継続されます。

【英国および南アフリカからの渡航者のための更なる予防措置】

- (4) 先般, 英国と南アフリカへの最近の渡航歴のあるすべての長期パス保持者と短期訪問者の入国とシンガポールでの乗り継ぎを禁止しました。これは, これらの国で流行している新型コロナウイルスの感染力の高い変異株への懸念に対応したものです。
- (5) 更なる予防的措置として、2021年1月18日の23:59から、追って通知があるまでの間、英国と南アフリカから帰国するすべてのSCとPRは、専用のSHN施設で14日間のSHNを行った後に自宅で7日間の自主隔離が必要となります。英国と南アフリカからの帰国者は、SHNの終了時に(現行の要件通りに)検査を受け、7日間の自己隔離期間が終了した後に再度検査を受けることになります。これらの措置は現在既にSHN中の渡航者にも適用されます。

【保険】

(6) 現在、エア・トラベル・パス (ATP) や相互グリーンレーン (RGL) でシ

ンガポールに入国する短期滞在者は,新型コロナウイルスに感染の可能性がある場合や,新型コロナウイルス感染症の治療が必要な場合,治療費の全額を自己負担しなければなりません。

(7) 2021年1月31日23:59より、ATPおよびRGLによりシンガポールへの入国を申請する渡航者は、シンガポールにおいて新型コロナウイルス感染症関連の治療および入院費用のために、補償額が最低3万シンガポールドルの海外旅行保険に加入する必要があります。そのような旅行保険によりシンガポールでの治療費を支払うことができます。渡航者はシンガポールの保険会社、または海外の保険会社から旅行保険に加入することができます。利用できる保険のリストは、SafeTravel (https://safetravel.ica.gov.sg/health)で確認することができます。

【さらなる再開に向けて】

- (8)世界的な状況の変化に応じて、感染の輸入やコミュニティへの伝播リスクを管理するために、水際措置を引き続き見直していきます。また、保健省は新たな変異株に関するデータやエビデンスを継続的に見直し、それらに応じた対策を講じていきます。
- (9) 水際措置の変更は SafeTravel のウェブサイトで公表されます。渡航者は、シンガポールに入国する前にウェブサイトで最新の水際措置を確認し、入国時には SHN 専用施設での滞在費の支払い、検査や治療を含め、現行の水際措置への対応の準備をお願いします。
- (10) 新型コロナウイルスとの闘いに団結し、規律を持って立ち向かうために、 すべてのシンガポール人の継続的な協力を求めます。
- 3. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置 を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter

(全日空HP)

https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域)

https://www.singaporeair.com/saar5/pdf/mediacentre/TableforCitiesApprovedforTransit.pdf

4. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて(感染症 危険情報)を発出しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新 情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info1030.html

5. 今般の世界的な新型コロナウイルスの発生を受け、日本政府及び各国政府 が入国制限措置及び検疫強化措置を実施していますので、渡航にあたっては、 外務省HP・渡航先大使館のホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP)

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

- 6. 外務省海外安全ホームページ, 厚生労働省ホームページ, シンガポール保 健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。
- ●首相官邸ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

●外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

●法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

https://www.forth.go.jp/news/20200129.html

●シンガポール保健省(MOHホームページ)

https://www.moh.gov.sg/

(参考) シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録: https://go.gov.sg/whatsapp)